

姫路市長 清 元 秀 泰

公募型プロポーザルによる受託事業者の選定について

「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託について、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定するので、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

(3) 業務の概要

ア PPP／PFI手法の活用検討

イ 民間事業者等へのヒアリングの実施補助

ウ 施設配置計画及び概算事業費の算定

エ VFMの把握と民間事業者の収支モデルの算定

オ PPP／PFI手法導入可能性の評価

カ 事業形態等の検討等

(4) 提案上限金額

本業務の委託料の上限額は、次のとおりとする。

11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 支払条件

完了払い

## 2 参加資格

プロポーザルに参加する資格（以下「参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和4年度の姫路市業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 土木コンサルタンの業種のうち、「道路」又は「都市及び地方計画」の詳細業種において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

エ 平成24年4月1日以後において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した「道の駅（市町村長からの登録申請により国土交通省に登録されたもの又は登録申請を予定しているものをいう。以下同じ。）」又はその他の道路休憩施設（サービスエリアに限る。）若しくは地域振興施設（特産品販売及び飲食提供を行う施設をいう。以下「道の駅」と併せて「道の駅等」という。）

の整備及び運営事業に係る民間活力の導入可能性調査、道の駅等の整備及び運営事業の事業者選定に係る実施方針、入札若しくはプロポーザル方式に係る業務説明書等の募集要項又は仕様書若しくは要求水準書（以下「募集要項等」という。）の作成等の発注者支援業務を元請として履行した実績があること。

オ 本業務に配置できる管理技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る。以下同じ。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設一般及び道路」又は「建設一般並びに都市及び地方計画」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

カ 本業務に配置できる担当技術者（「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託特記仕様書第4項第4号に定める者をいい、エに定める業務に従事した経験を有する者をいう。以下同じ。）を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

キ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが

なされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

コ プロポーザルに参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

### 3 参加申込書等の配布期間及び配布場所

## 別表第1第1号のとおり

### 4 参加申込み及び参加資格の審査

- (1) プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次号に示す受付期間に、次に掲げる書類を電子メール又は書留郵便により提出し、第2項に掲げる参加資格の審査を受けなければならない。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 業務実績調書（その1）（様式第2号）

第2項第3号エに定める参加資格又は第8項第1号に示す評価項目に係る業務実績（最大2件まで）を記載すること。

なお、企業の実績について業務内容を確認できるものとして、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）の完了登録が確認できる登録内容確認書の写し及び内容が確認できる仕様書等の写しを提出すること。ただし、テクリスで業務内容が確認できない場合は、契約書の写し又は発注者が発行する履行証明書を提出すること。

ウ 配置予定技術者経歴調書（様式第4号）

第2項第3号オ及びカに定める参加資格又は第8項第1号に示す評価項目に係る保有資格及び業務実績を記載するとともに、配置予定の技術者について、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 建設系CPD協議会の構成団体が発行するCPDの記録登録証明書等（公告の日から過去1年以内又は公告の日以後に発行されたものとし、公告の日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているもの）の写し。なお、継続教育（CPD）の状況については、建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている場合に加点する。

(イ) 「（仮称）道の駅姫路」整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に規定する資格を証明する書類（資格者証の写し等）

(ウ) 参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の

写し等)

なお、配置予定技術者（管理技術者又は担当技術者をいう。以下同じ）については、最大2名を限度として複数人の技術者を記載することもできる。この場合において、配置予定技術者の実績及び能力の評価については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

エ 関連企業申告書（様式第5号）

オ 返信用封筒（返信先（参加申込者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒を書留郵便により提出すること。以下同じ。）

(2) 参加申込みの受付期間及び提出先

別表第1第2号のとおり

(3) 姫路市は、提出された書類により参加申込者の参加資格の審査を行い、その結果は別表第1第3号に記載する日を目途に参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

なお、参加資格を有するとの通知を受けた参加申込者が第2項第1号から第3号までに定める参加資格を満たさなくなった場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、プロポーザルに参加することができない。

(4) 参加資格がないと認めた参加申込者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加申込者は、参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、別表第1第4号に記載する日までに書面（様式任意）にその旨を記載し、電子メール、郵送（必着）又は持参により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

5 書類の作成及び提出について

(1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出する書類に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式は、次のとおりとする。ただし、ファイルを保

存するときに損なわれる機能は、使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式（拡張子）
M i c r o s o f t W o r d	. d o c x
M i c r o s o f t E x c e l	. x l s x
P D F	. p d f

- (3) 提出する書類に係るファイルをL Z H方式又はZ I P方式で作成するときには、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。
- (4) ウィルスに感染したファイルの提出は、認めない。
- (5) 技術提案書（様式第6号、第6号の2、第6号の3及び第6号の4）の記載は、文字サイズを10.5ポイントとすること。
- (6) 提出された書類は、返却しない。

## 6 設計図書について

- (1) 設計図書の閲覧場所  
第3項と同じ。
- (2) 設計図書に関して質問しようとする参加申込者は、別表第1第5号に記載する日時までに姫路市ホームページ  
([https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/8-4-0-0-0\\_1.html](https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/8-4-0-0-0_1.html)) の姫路市産業局道の駅整備室（以下「道の駅整備室」という。）の「お問い合わせフォーム」により参加申込者の商号又は名称を入力した上で質問内容（設計図書の別及び該当箇所の頁数を含む。）を送信すること。

回答は、別表第1第6号に記載する日時に前号に示す場所において閲覧に供する。

なお、質問に対する回答は、このプロポーザルに係る設計図書の追加又は修正事項とする。ただし、質問の内容に参加申込者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

## 7 契約条項を示す場所

第3項と同じ。

## 8 プロポーザルに関する事項

### (1) 評価項目及び評価基準

各評価項目に係る評価基準及び配点は、別表第2のとおりとし、配点（上限）欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。

### (2) 技術資料の作成及び留意点

ア 参加資格があると認められた参加申込者は、次の技術資料を技術提案書（様式第6号）に添付し、市長に提出しなければならない。

なお、書類は書留郵便で提出すること。

#### (ア) 業務実績調書（その1）（様式第2号）

第4項第1号イにより提出するため、再度提出する必要はないが、第8項第1号に示す評価項目に係る業務実績のうち、類似業務（道の駅の新築又は改築工事に係る設計（建築設計又は土木工事の設計に限る。）業務をいう。最大2件まで）については、別途提出すること。

なお、企業の実績について業務内容の確認できるものとして、第4項第1号イに定めるものを提出すること（(イ)において同じ）。

#### (イ) 業務実績調書（その2）（様式第3号）

第8項第1号に示す評価項目に係る業務実績（道の駅等の整備及び運営事業の事業者選定に係る入札若しくはプロポーザル方式に係る業務説明書等の募集要項又は仕様書若しくは要求水準書（以下「仕様書等」という。）を作成した業務を元請として履行した実績をいう。）について、作成した募集要項又は仕様書等ごとに最大2件までを記載するとともに、作成した募集要項又は仕様書等を提出すること。

#### (ウ) 配置予定技術者経歴調書（様式第4号）

第4項第1号ウにより提出するため、再度提出する必要はない。

#### (エ) 技術提案書（実施方針）（様式第6号の2）

業務の実施方針等について、様式の片面1枚以内で記載すること。

また、参考資料を添付する場合は、技術提案書を補完する概念図、出典を明示できる図表、既往成果及び写真を用いることは差し支えないが、本業務のために作成したコンピューターグラフィックや詳細図面等を用いることはできない（(オ)及び(カ)において同じ）。

(オ) 技術提案書（業務実施体制）（様式第6号の3）

様式の片面1枚以内で記載すること。

他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先名及び再委託業務の内容を記載すること。

管理技術者及び担当技術者等の配置予定技術者以外に専門技術者の配置を予定している場合には、その旨を記載するとともに、保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

(カ) 技術提案書（評価テーマ）（様式第6号の4）

評価テーマごとに様式の片面2枚以内で記載すること。また、提案内容を裏付ける類似実績について業務内容を確認できるものとして、第4項第1号イに定めるものを提出すること。

なお、通常、一般的に実施されていると判断される提案や標準案（仕様書等）と変わらないと判断される提案は標準案と同等とし、評価しない。

(キ) 見積書

見積書は、姫路市ホームページ（姫路市役所財政局財務部契約課）（<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000005401.html>））に掲載する様式を使用すること。

見積書に記載する金額は、千円単位とし、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額について、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

なお、一度提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(ク) 返信用封筒

イ 提出部数

原本2部（返信用封筒を含む。）及びCD-R1枚（書類一式（添付書類を含む。）のデータ（Word形式。写し等の添付書類はPDF形式）を格納したもの）

ウ 技術資料の提出期間及び提出先

別表第1第7号のとおり

(3) 評価テーマに対する提案

ア 評価テーマ1

(ア) 道の駅の整備の効果（施設の維持管理費及び運営費の抑制方策及び整備費用に相応した市内の経済波及効果等）の考え方について

(イ) 着眼点

道の駅の整備における市の財政負担を勘案し、整備費用に見合う効果等を市民等に説明する必要があるため

イ 評価テーマ2

(ア) 令和3年度に実施した（仮称）道の駅姫路に関するサウンディング型市場調査に参加した者以外の民間事業者幅広くヒアリングを実施する方法及びその民間事業者の抽出方法について

(イ) 着眼点

道の駅等の整備及び運営事業の特性上、運営者となる事業者が限定されることから、1者の応募となることを回避し、透明性及び競争性を確保するため

ウ 評価テーマ3

(ア) 道路管理者である兵庫県と一体型で道の駅を整備する場合の留意事項について

(イ) 着眼点

道の駅の一体型整備に向けて、道路管理者との役割分担等を踏まえた問題点を整理する必要があるため

(4) 技術資料の評価方法

ア 技術資料の評価は、産業局道の駅整備室業務委託プロポーザル審査委員会において実施し、技術評価点をもって行う。

イ 技術評価点の算出方法

提出された技術資料について次項の規定に基づき実施したヒアリングの結果を踏まえ、技術資料の内容に応じて第1号に掲げる評価項目ごとに評価を行い、それぞれの評価点を合計したものを技術評価点として与える。なお、技術評価点の最高点数は、100点とする。

ウ 参加申込者は、姫路市に対し、技術評価点について照会することができる。その場合には、別表第1第8号に記載する日までに書面（様式任意）にて電子メール、郵送（必着）又は持参により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答するものとする。

(5) 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 第2項に規定する参加資格を満たしていない者

イ 第2項第3号コに定めるいずれかに該当する複数の者が技術資料を提出した場合は、該当する全ての者

ただし、該当する者のうち、1者を除く他の全ての者が参加を辞退した場合は、残る1者は失格としない。

ウ 技術資料を提出期限までに提出しなかった者

エ 技術資料の内容が、最低限の要求要件を満たしていない者

オ 技術資料に未記入等の不備がある者

カ 技術資料の評価において、内容が不適と認められた者

キ 第9項に規定するヒアリングに参加しなかった者

ク 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

ケ 第1項第4号に定める委託料の上限額を超える金額を請負希望金額として見積書を提出した者

コ その他このプロポーザルの条件に違反した者

(6) 評価内容の担保

ア 受託者は、技術資料に記載した内容に基づいて業務を行うものとし、姫路市は、適宜履行状況について確認を行う。

イ 受託業者の責めにより提案した技術資料の内容が業務期間を通じて達成できなかった場合は、契約金額を減額変更する。

## 9 ヒアリングの実施

- (1) 前項の規定により提出された技術資料についてヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングは、配置予定技術者に対して行うものとし、第4項第1号ウの規定により提出された配置予定技術者経歴調書に記載された配置予定技術者以外の出席は認めない。
- (3) ヒアリング時の技術資料の説明に際しては、提出した技術資料のみを使用することとし、補完的な資料の提出は認めない。提出した技術資料以外の資料を使用した場合は、提出された技術資料を無効とする。
- (4) ヒアリングに出席しない場合又はできない場合は、受注意志がないものとみなし、参加を辞退したものとみなす。ただし、病気、交通機関の事故等のやむを得ない理由により出席できない場合は、その旨を理由とともに書面（様式任意）で道の駅整備室に電子メール、郵送又は持参により提出すること。

なお、緊急の場合は電話で連絡し、後日書面を提出すること。

ヒアリングの実施日は、別表第1第9号を予定している。時間、場所等の詳細については、別途通知する。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、ヒアリングを中止し、他の方法に変更することがある。

## 10 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条第1項第4号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

## 11 契約候補者

- (1) 第8項第5号のいずれにも該当しない参加申込者のうち、技術評価点が最も高い者を契約候補者とする。
- (2) 前号の要件を満たす者が二人以上あり、その技術評価点が同値となる場合は、最低の価格をもって見積りをした者を契約候補者とする。技術評価点も同値かつ見積価格も同額の場合は、配置予定技術者の資格及び実績に係る技術評価点が高い者（担当技術者、管理技術者の順）を契約候補者とする。さらに、技術評価点も同値、見積価格も同額かつ配置予定技術者の資格及び実績に係る技術評価点も同値の場合は、くじによって契約候補者を決定する。

なお、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 契約候補者への連絡は、別表第1第10号に記載する日を目途に口頭、電話、FAX、電子メール等により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

## 1.2 契約等審査

- (1) 契約候補者は、次に掲げる書類（以下「契約審査書類」という。）を別表第1第11号に記載する日までに姫路市に提出し、参加資格に関する審査（以下「契約等審査」という。）を受けなければならない。
  - ア 契約候補者審査申請書（様式第7号）
  - イ 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用の様式を用いること。）（公告の日以後に発行されたものの原本に限る。ただし、市税の納税義務がない場合は提出を要しない。）
  - ウ 国税の納税証明書（法人の場合は税務署様式その3の3、個人の場合は税務署様式その3の2）（公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）
- (2) 契約候補者が、契約審査書類を前号に掲げる日時までに提出しないときは、参加資格を有していないものとし、その者が提出した技術資料を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 契約候補者について、契約等審査の結果、参加資格を有していないと認められた場合、その者が提出した技術資料を無効とする。

- (4) 契約等審査の結果、参加資格を有していないと認められた者には、理由を付してその結果を通知するものとする。当該通知を受けた者は、その理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、別表第1第12号に記載する日までに書面（様式任意）にその旨を記載し、電子メール、郵送（必着）又は持参により提出すること。期日までに当該書面の提出があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (5) 契約等審査の経過に対する問合せには、応じない。

### 1.3 契約の締結

- (1) 契約候補者が前項第2号及び第3号のいずれにも該当しない場合は、当該契約候補者と契約を締結する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、契約の相手方として著しく不相当であると認めるときは、その者と契約を締結しないことがある。
- (2) 前号の規定により契約候補者と契約を締結しなかった場合は、次順位者から順次前項に規定する契約等審査を行い、契約相手方が決定するまで契約等審査を行うものとする。
- (3) 契約候補者が、正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 契約候補者の特定から契約締結までの間に、契約候補者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 契約候補者は、契約の締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書（姫路市ホームページ（姫路市役所財政局財務部契約課）<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005495.html>）を市長に提出しなければならない。
- (6) 契約相手方名、契約日、契約金額及び審査結果（以下「審査結果等」という。）については、別表第1第13号に記載する日を目途に姫路市ホームページ

に掲載する。

#### 1 4 参加の辞退に関する事項

- (1) 第4項の規定によりこのプロポーザルの参加申込を行った者は、第11項第2号の規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を道の駅整備室に電子メール、郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することができない。

#### 1 5 配置予定技術者について

- (1) 配置予定の技術者については、やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等をいう。）の場合を除き、契約期間中は変更することを認めない。
- (2) 参加申込後、第9項に規定するヒアリングの実施までの間に配置予定技術者を配置することができなくなったときは、参加を辞退すること。

別表第 1

(1)	参加申込書等の配布期間及び配布場所	公告の日から令和 4 年 8 月 1 0 日まで 姫路市ホームページで配布 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/8-4-0-0-0_1.html">https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/8-4-0-0-0_1.html</a> )
(2)	参加申込の受付期間及び提出先 (郵送先及びメールアドレス)	公告の日から令和 4 年 8 月 1 0 日まで 郵便番号 6 7 0 - 8 5 0 1 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市産業局道の駅整備室 電話番号 0 7 9 - 2 2 1 - 1 5 4 9 メールアドレス michinoeki@city.himeji.lg.jp
(3)	確認通知書の通知日	令和 4 年 8 月 1 6 日
(4)	参加資格がないと認めた理由についての説明請求の提出期限日及び提出先	令和 4 年 8 月 1 9 日まで (2)と同じ。
(5)	設計図書に関する質問期間	公告の日から令和 4 年 8 月 1 0 日午後 5 時まで
(6)	設計図書に関する質問の回答日時	令和 4 年 8 月 1 6 日午後 4 時
(7)	技術資料の提出期間及び提出先	公告の日から令和 4 年 8 月 1 9 日まで (2)と同じ。
(8)	技術評価点の照会請求の期限日	令和 4 年 9 月 3 日
(9)	ヒアリングの実施日	令和 4 年 8 月 2 4 日及び 8 月 2 5 日
(10)	契約候補者の特定等の通知日	令和 4 年 8 月 3 1 日
(11)	契約審査書類の提出期間及び提出先	令和 4 年 9 月 2 日正午まで (2)と同じ。

(12)	参加資格を有していないと 認めた理由についての説明 請求の期限日及び提出先	令和4年9月6日 (2)と同じ。
(13)	審査結果等の公表日	令和4年9月6日